

門真市文化財保護条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 門真市指定文化財（第2条—第8条）
- 第3章 門真市地域文化財（第9条—第18条）
- 第4章 門真市文化財保護審議会（第19条—第24条）
- 第5章 雑則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、門真市文化財保護条例（令和2年門真市条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 門真市指定文化財

（指定の同意）

第2条 条例第6条第2項又は第3項に規定する同意は、同意書（様式第1号）により行うものとする。

（指定書及び認定書）

第3条 条例第6条第9項に規定する指定書は指定書（様式第2号）、同項に規定する認定書は認定書（様式第3号）とする。

- 2 指定書又は認定書を滅失し、毀損し、亡失し、若しくは盗み取られたもの又はその記載事項に変更が生じたものは、再交付申請書（様式第4号）を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

（管理責任者の選任等の届出）

第4条 条例第8条第3項の規定による届出は、管理責任者選任等届出書（様式第5号）により行うものとする。

（修理等の届出等）

第5条 条例第9条第2項の規定による届出は、修理等届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る修理又は復旧が終了したときは、速やかに修理等終了報告書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（変更等の届出）

第6条 条例第10条各項の規定による届出は、変更等届出書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規則で定める理由は、次のとおりとする。

（1） 保持者が芸名、雅号等を変更したとき。

（2） 保持者について、その保持する市指定無形文化財等（条例第6条第6項に規定する市指定無形文化財等をいう。）の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。

（滅失、毀損等の届出）

第7条 条例第11条の規定による届出は、滅失、毀損等届出書（様式第9号）により行うものとする。

（現状変更等の許可申請等）

第8条 条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 条例第12条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

（1） 市指定有形文化財等（条例第6条第6項に規定する市指定有形文化財等をいう。以下同じ。）が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財等をその指定当時の原状（指定後において現状の変更の許可を受けたものについては、当該現状の変更後の原状）に復するとき。

（2） 市指定有形文化財等が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

3 条例第12条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了したときは、速やかに現状変更等終了報告書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

第3章 門真市地域文化財

（登録）

第9条 条例第16条の規定により門真市地域文化財（以下「市地域文化財」という。）の登録を受けようとするものは、登録申請書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請において、有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物（以下「有形文化財等」という。）について登録を受けようとするときは、所有者及び権原に基づく占有者の同意

を得るものとし、登録申請書にその同意書を添付しなければならない。ただし、所有者若しくは権原に基づく占有者が申請を行う場合又は所有者若しくは権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 前項本文の場合において、所有者及び権原に基づく占有者が判明しないときは、市長において管理者を認定し、かつ、その同意を同意書により得なければならない。

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該文化財（無形文化財又は無形の民俗文化財（以下「無形文化財等」という。）に限る。）を市地域文化財に登録するに当たっては、当該無形文化財等の保持者又は保持団体（無形文化財等を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

5 市長は、条例第16条の規定による登録又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、門真市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

6 条例第16条の規定による登録及び第4項の規定による認定は、市地域文化財のうち有形文化財等（以下「市地域有形文化財等」という。）にあっては当該所有者、権原に基づく占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に、市地域文化財のうち無形文化財等（以下「市地域無形文化財等」という。）にあっては当該保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知して行うものとする。

7 市長は、条例第16条の規定による登録（無形文化財等に限る。）をした後においても、当該市地域無形文化財等の保持者又は保持団体として適当であると認められるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加して認定することができる。

8 前項の規定による追加の認定については、第5項及び第6項の規定を準用する。

9 市長は、条例第16条の規定による登録（有形文化財等に限る。）をしたときは、当該市地域有形文化財等の所有者等に登録書（様式第13号）を、第4項又は第7項の規定による認定をしたときは、当該市地域無形文化財等の保持者又は保持団体に登録認定書（様式第14号）を交付しなければならない。

10 登録書及び登録認定書の再交付については、第3条第2項の規定を準用する。

（取消し等）

第10条 市長は、市地域無形文化財等の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の理由があるときは、その認定を解除することができる。

2 条例第17条の規定による登録の取消し及び前項の規定による認定の解除については、前条第5

項及び第6項の規定を準用する。

- 3 市地域文化財について文化財保護法（昭和25年法律第214号）、大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）又は条例の規定による指定を受けたときは、当該市地域文化財の登録の取消し（同法、大阪府文化財保護条例又は条例の規定による指定を受けた市地域文化財が無形文化財等であるときは、当該市地域文化財の登録の取消し及び保持者又は保持団体の認定の解除）が行われたものとする。この場合において、その旨の通知については、前条第6項の規定を準用する。
- 4 市地域無形文化財等の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び第13条第2項において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき又は保持団体の全てが解散したときは、当該市地域文化財の登録は取り消されたものとする。この場合において、市長は、保持者として認定されていた者の相続人又は保持団体として認定されていた団体の代表者であった者に通知しなければならない。
- 5 第2項及び第3項において準用する前条第6項の規定による登録の取消し又は認定の解除の通知を受けたときは、当該市地域有形文化財等の所有者等にあつては登録書を、当該市地域無形文化財等の保持者又は保持団体として認定されていたものにあつては登録認定書を速やかに市長に返納しなければならない。

（所有者等の管理義務及び管理責任者）

第11条 市地域有形文化財等の所有者等は、この規則及びこれに基づく市長の指示に従い、市地域有形文化財等を管理しなければならない。

- 2 市地域有形文化財等の所有者等は、特別の事情があるときは、自己に代わり当該市地域有形文化財等を管理する者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 市地域有形文化財等の所有者等は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかにその旨を管理責任者選任等届出書により市長に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任したときも同様とする。
- 4 管理責任者については、第1項の規定を準用する。

（保存）

第12条 市地域有形文化財等の修理又は復旧は、所有者等又は管理責任者が行うものとし、市長は、市地域有形文化財等の保存のため必要があると認めるときは、当該修理又は復旧に関し必要な助言をすることができる。

- 2 市地域有形文化財等の所有者等又は管理責任者は、市地域有形文化財等を修理し、又は復旧しようとするときは、あらかじめ、その旨を修理等届出書により市長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者については、第5条第2項の規定を準用する。
- 4 市長は、市地域無形文化財等の保存のため必要があると認めるときは、市地域無形文化財等について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。
- 5 市長は、市地域無形文化財等の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言をすることができる。

(変更等の届出)

第13条 市地域有形文化財等の所有者等又は管理責任者は、市地域有形文化財等について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を変更等届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 所有者等に変更が生じたとき。
- (2) 所有者等又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (3) 所在の場所を変更しようとするとき。
- (4) 土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったとき。

2 市地域無形文化財等の保持者若しくはその相続人又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を変更等届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 保持者が氏名、芸名、雅号等又は住所を変更したとき。
- (2) 保持者が死亡し、又はその保持する市地域無形文化財等の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。
- (3) 保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したとき。

(滅失、毀損等の届出)

第14条 市地域有形文化財等の所有者等又は管理責任者は、市地域有形文化財等の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、速やかにその旨を滅失、毀損等届出書により市長に届け出なければならない。

(現状変更等の届出等)

第15条 市地域有形文化財等の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、その旨を現状変更等届出書（様式第15号）により市長に届け出なければならない。ただし、

現状の変更にあつては維持の措置又は非常災害のため必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為にあつては影響が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲については、第8条第2項の規定を準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了したときは、速やかに現状変更等終了報告書を市長に提出するものとする。

(公開)

第16条 市長は、市地域有形文化財等の所有者等に対し、当該市地域有形文化財等を公開することを勧告することができる。

- 2 市長は、市地域無形文化財等の保持者又は保持団体に対し当該市地域無形文化財等を公開することを、市地域無形文化財等の記録の所有者に対しその記録を公開することを勧告することができる。

(報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、市地域有形文化財等の所有者等又は管理責任者に対し、当該市地域有形文化財等の現状又は管理、修理若しくは復旧の状況について報告を求めることができる。

(権利義務の承継)

第18条 市地域有形文化財等の所有者等の変更があつたときは、新所有者等は、当該市地域有形文化財等に関しこの規則に基づく市長の勧告、助言その他の措置による旧所有者等の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合において、旧所有者等は、当該市地域有形文化財等の引渡しと同時にその登録書を新所有者等に引き渡さなければならない。

第4章 門真市文化財保護審議会

(組織)

第19条 門真市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市民の代表
- (会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第22条 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第23条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、市民文化部生涯学習課において行う。

第5章 雑則

(台帳)

第25条 市長は、条例の規定により指定し、又は登録した文化財に関する台帳を備え、写真、実測図その他の資料を添付するものとする。

(細目)

第26条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

同 意 書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

（同意者）住 所

氏 名 ㊟

〔法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 （ ）

（門真市指定文化財・門真市地域文化財）に（指定・登録）されることに同意します。

記

名 称	
員 数	
所在の場所	

様式第2号（第3条関係）

（表）

指定番号（市指定第 号）

指 定 書

（名称）

（区分）

（員数）

門真市指定文化財に指定します。

年 月 日

門真市長（氏 名）印

(裏)

所有者等	所有者等の住所	所在の場所	交付又は再交付の年月日

変更事項

所有者等	所有者等の住所	所在の場所	変更の年月日

備考

- 1 指定書を滅失し、毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、再交付申請書により再交付を申請することができます。
- 2 次の場合は、変更等届出書にこの指定書を添えて届け出てください。再交付申請書を併せて提出することにより、指定書の再交付を申請することもできます。
 - (1) 所有者等に変更が生じたとき。
 - (2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - (3) 所在の場所を変更しようとするとき。
 - (4) 土地の所在又は地番に異動があったとき。
- 3 指定が解除されたときは、この指定書を市に返納してください。

様式第3号（第3条関係）

（表）

認定番号（市認定第 号）

認 定 書

（氏名等）

門真市指定文化財の（保持者・保持団体）として認定します。

年 月 日

門真市長（氏 名）印

(裏)

名 称		
区 分		
保持者の氏名、芸名、雅号等又は保持団体の名称及び代表者の氏名	保持者の住所又は保持団体の事務所の所在地	交付又は再交付の年月日

変更事項

保持者の氏名、芸名、雅号等又は保持団体の名称及び代表者の氏名	保持者の住所又は保持団体の事務所の所在地	変更の年月日

備考

- 1 認定書を滅失し、毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、再交付申請書により再交付を申請することができます。
- 2 次の場合は、変更等届出書にこの認定書を添えて届け出てください。再交付申請書を併せて提出することにより、認定書の再交付を申請することもできます。
 - (1) 保持者の氏名、芸名、雅号等又は住所を変更したとき。
 - (2) 保持団体の名称、事務所の所在地、又は代表者を変更したとき。
- 3 次の場合は、この認定書を市に返納してください。
 - (1) 保持者が認定を解除された（死亡の場合を除く。）とき。
 - (2) 保持団体が認定を解除された（解散し、又は消滅した場合を除く。）とき。

再交付申請書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

（申請者）住 所

氏 名

印

〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

（指定書・認定書・登録書・登録認定書）について、（滅失しました・毀損しました・亡失しました・盗み取られました・記載事項に変更が生じた）ので、下記のとおり再交付を申請します。

記

名 称	
員 数	
所在の場所	
（指定・登録）の年月日及び記号番号	年 月 日 第 号
滅失・毀損・亡失・盗難・記載事項変更の年月日	年 月 日
滅失・毀損・亡失・盗難の状況又は記載事項の変更内容	
その他参考となる事項	

備考

- 1 滅失、亡失又は盗難の場合は、その事実を証明する書類を添付してください。
- 2 毀損又は記載事項の変更の場合は、指定書、認定書、登録書又は登録認定書を添付してください。

管理責任者選任等届出書

年 月 日

門真市長（氏 名） 様

（届出者）住 所

氏 名

㊞

〔法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 （ ）

（門真市指定文化財・門真市地域文化財）の管理責任者を（選任・変更・解任）しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	
員 数	
所在の場所	
（指定・登録）の年月日及び記号番号	年 月 日 第 号
所有者等の氏名又は名称及び住所	
管理責任者の氏名又は名称及び住所	
（選任・変更・解任）の年月日	年 月 日
（選任・変更・解任）の理由	
その他参考となる事項	

備考 変更の場合は、新旧両管理責任者について記載してください。

修理等届出書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

（届出者）住 所

氏 名

㊞

〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 （ ）

（門真市指定文化財・門真市地域文化財）の（修理・復旧）を行うので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	
員 数	
所在の場所	
（指定・登録）の年月日及び記号番号	年 月 日 第 号
所有者等の氏名又は名称及び住所	
管理責任者の氏名又は名称及び住所	
（修理・復旧）を必要とする理由	
（修理・復旧）の内容及び実施方法	
（修理・復旧）の着手及び終了の予定時期	年 月 日から 年 月 日まで
（修理・復旧）の施工者の氏名又は名称及び住所	
その他参考となる事項	

備考 設計仕様書及び修理又は復旧を行おうとする箇所の現状写真又は見取図を添付してください。

修理等終了報告書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

（報告者）住 所

氏 名 ⑩

〔法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 （ ）

（門真市指定文化財・門真市地域文化財）の（修理・復旧）が終了しましたので、
下記のとおり報告します。

記

名 称	
員 数	
所在の場所	
（指定・登録）の年月 日及び記号番号	年 月 日 第 号
終了の年月日	年 月 日
その他参考となる事項	

備考 終了後の写真又は見取図を添付してください。

様式第8号 (第6条、第13条関係)

変更等届出書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

（届出者）住 所
氏 名

㊟

〔法人その他の団体において
は、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 （ ）

（門真市指定文化財・門真市地域文化財）について変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	
員 数	
所在の場所	
（指定・登録）の年月日及び記号番号	年 月 日 第 号
変更等の内容	
変更等の年月日	年 月 日
変更等の理由	
その他参考となる事項	

備考

- 1 変更等の事実を証明する書類を添付してください。
- 2 次の場合は、この届出書に指定書又は登録書を添えて届け出てください。
 - (1) 所有者等に変更が生じたとき。
 - (2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - (3) 所在の場所を変更しようとするとき。
 - (4) 土地の所在又は地番に異動があったとき。
- 3 次の場合は、この届出書に認定書又は登録認定書を添えて届け出てください。
 - (1) 保持者が氏名、芸名、雅号等又は住所を変更したとき。
 - (2) 保持団体が名称、事務所の所在地又は代表者を変更したとき。

様式第9号 (第7条、第14条関係)

滅失、毀損等届出書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

（届出者）住 所

氏 名 ㊟

〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

（門真市指定文化財・門真市地域文化財）が（滅失し・毀損し・衰亡し・亡失し・盗み取られ）ましたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	
員 数	
所在の場所	
（指定・登録）の年月日及び記号番号	年 月 日 第 号
所有者等の氏名又は名称及び住所	
管理責任者の氏名又は名称及び住所	
発生又は判明の日時及び場所	年 月 日
発生又は判明当時における管理状況	
原 因	
滅失、毀損等のあつた文化財がその保存上受ける影響	
発生又は判明後に取つた措置	
その他参考となる事項	

備考 毀損又は衰亡の場合は、その箇所及び程度を示す写真又は見取図を添付してください。

様式第10号 (第8条関係)

現状変更等許可申請書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

（申請者）住 所
氏 名 ㊟
〔法人その他の団体において
は、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 （ ）

門真市指定文化財の（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

名 称	
員 数	
所在の場所	
指定の年月日及び記号番号	年 月 日 第 号
所有者等の氏名又は名称及び住所	
管理責任者の氏名又は名称及び住所	
（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）を必要とする理由	
（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）の内容及び実施方法	
（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）の着手及び終了の予定時期	年 月 日から 年 月 日まで
（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）に係る行為の施工者の氏名又は名称及び住所	
その他参考となる事項	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する設計仕様書
- (2) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為を行おうとする箇所の現状写真又は見取図
- (3) その他市長が必要と認める書類

現状変更等終了報告書

年 月 日

門真市長（氏 名） 様

（報告者）住 所

氏 名 ⑩

〔法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 （ ）

（門真市指定文化財・門真市地域文化財）の（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

名 称	
員 数	
所在の場所	
（指定・登録）の年月日及び記号番号	年 月 日 第 号
終了の年月日	年 月 日
その他参考となる事項	

備考 終了後の写真又は見取図を添付してください。

様式第12号 (第9条関係)

登録申請書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

（申請者）住 所
氏 名

印

〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 （ ）

門真市地域文化財に登録していただくよう下記のとおり申請します。

記

名 称	
員 数	
所在の場所	
関係者情報	有形文化財等 （所有者） 氏名 住所 電話番号 （ ）
	（占有者） 氏名 住所 電話番号 （ ）
	（管理者の候補者）※所有者及び占有者が判明しない場合に限る。 氏名 住所 電話番号 （ ）
	無形文化財等 （保持者） 氏名 住所 電話番号 （ ） （保持団体） 名称及び代表者の氏名 事務所の所在地 電話番号 （ ）
概 要	
申請の理由	
その他参考となる事項	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 有形文化財等の場合は、同意書（所有者若しくは権原に基づく占有者が申請を行う場合又は所有者若しくは権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。）
- (2) 写真又は見取図
- (3) その他参考となる資料

様式第13号（第9条関係）

（表）

登録番号（市登録第 号）

登 録 書

（名称）

（区分）

（員数）

門真市地域文化財に登録します。

年 月 日

門真市長（氏 名）印

(裏)

所有者等	所有者等の住所	所在の場所	交付又は再交付の年月日

変更事項

所有者等	所有者等の住所	所在の場所	変更の年月日

備考

- 1 登録書を滅失し、毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、再交付申請書により再交付を申請することができます。
- 2 次の場合は、変更等届出書にこの登録書を添えて届け出てください。再交付申請書を併せて提出することにより、登録書の再交付を申請することもできます。
 - (1) 所有者等に変更が生じたとき。
 - (2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - (3) 所在の場所を変更しようとするとき。
 - (4) 土地の所在又は地番に異動があったとき。
- 3 登録を取り消されたときは、この登録書を市に返納してください。

様式第14号（第9条関係）

（表）

認定番号（市登録認定第 号）

登 録 認 定 書

（氏名等）

門真市地域文化財の（保持者・保持団体）として認定します。

年 月 日

門真市長（氏 名）印

(裏)

名 称		
区 分		
保持者の氏名、芸名、雅号等又は保持団体の名称及び代表者の氏名	保持者の住所又は保持団体の事務所の所在地	交付又は再交付の年月日

変更事項

保持者の氏名、芸名、雅号等又は保持団体の名称及び代表者の氏名	保持者の住所又は保持団体の事務所の所在地	変更の年月日

備考

- 1 登録認定書を滅失し、毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、再交付申請書により再交付を申請することができます。
- 2 次の場合は、変更等届出書にこの登録認定書を添えて届け出てください。再交付申請書を併せて提出することにより、登録認定書の再交付を申請することもできます。
 - (1) 保持者の氏名、芸名、雅号等又は住所を変更したとき。
 - (2) 保持団体の名称、事務所の所在地、又は代表者を変更したとき。
- 3 次の場合は、この登録認定書を市に返納してください。
 - (1) 保持者が認定を解除された（死亡の場合を除く。）とき。
 - (2) 保持団体が認定を解除された（解散し、又は消滅した場合を除く。）とき。

様式第15号 (第15条関係)

現状変更等届出書

年 月 日

門真市長（氏 名） 様

（届出者）住 所

氏 名

㊞

〔法人その他の団体において
は、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

門真市地域文化財の（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）を行うので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	
員 数	
所在の場所	
登録の年月日及び記号番号	年 月 日 第 号
所有者等の氏名又は名称及び住所	
管理責任者の氏名又は名称及び住所	
（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）を必要とする理由	
（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）の内容及び実施方法	
（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）の着手及び終了の予定時期	年 月 日から 年 月 日まで
（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）に係る行為の施工者の氏名又は名称及び住所	
その他参考となる事項	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する設計仕様書
- (2) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為を行おうとする箇所の現状写真又は見取図
- (3) その他市長が必要と認める書類